

26	指定管理鳥獣捕獲等事業費	URL	https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html				
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先	
都道府県・協議会	ソフト	交付金(補助率1/2、2/3、定額)		1月～2月頃	200 (百万円)	環境省自然環境局野生生物課 鳥獣保護管理室 03-5521-8285	

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的としたイノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

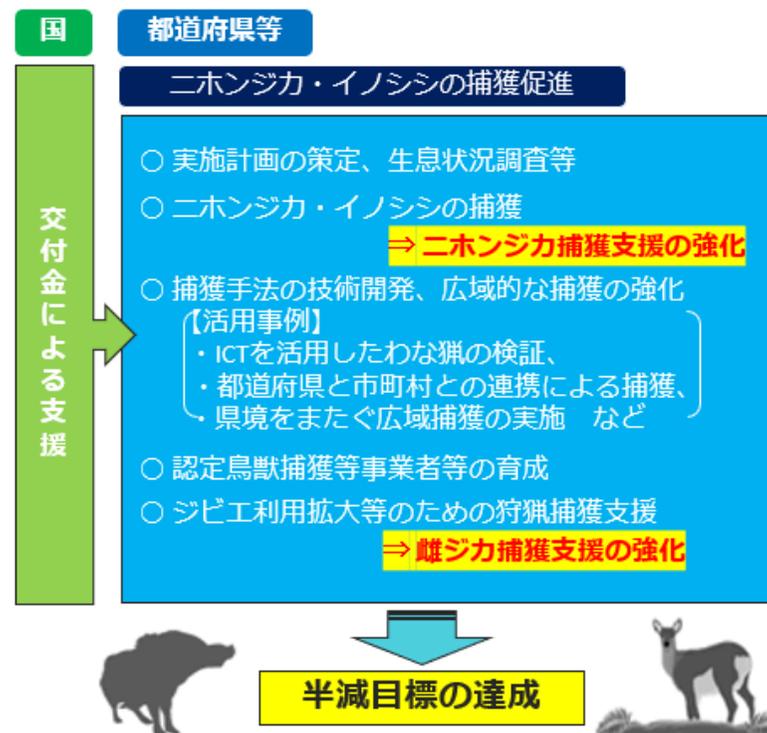
ニホンジカ・イノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱収束後のイノシシの個体数の増加を防ぐため、都道府県等が行う以下の取組について交付金により支援する（特に半減目標の達成が困難なニホンジカについて更なる捕獲体制強化が必要）。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等（ニホンジカ・イノシシ）
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援・捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和10年度（予定）

4. 事業イメージ



27	中山間地域等直接支払交付金	URL	HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/s_torikumi/r0501.html	  HP 事例等
			事例等		

事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	R6年度当初予算	問合せ先
農業者の組織する団体等	ソフト	定額	～6月		26,100 (百万円)	農林水産省農村振興局地域振興課 03-3501-8359

趣旨・目的 農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動の継続を支援することにより、多面的機能の発揮を図る。

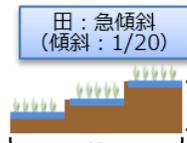
< 事業の内容 >	< 事業イメージ >
------------------------	-------------------------

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a



畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

「農業生産活動を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

< 事業の流れ >



【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

28	多面的機能支払交付金	URL	HP 事例等		https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/jirei_syu.html	  HP 事例等	
			事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容			補助率等
	農業者等の組織する団体	ソフト	定額	～6月	1月～2月	48,589	農林水産省農村振興局 農地資源課多面的機能支払推進室 03-6744-2447

< 事業の内容 >

< 事業イメージ >

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円
交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等





農地法面の草刈り 水路の泥上げ 農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等





水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修 ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】 (円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]
 ※1：②、③の資源向上支払は、
 ①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
 ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、
 ②に75%単価を適用
 ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

< 事業の流れ >



【加算措置】 (円/10a)

		項目		都府県	北海道
		田	畑	草地	田
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	畑	400	320
		畑	草地	240	80
		草地		40	20
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) の推進	資源向上支払 (共同) の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田		400	320

29	重層的支援体制整備事業	URL	HP	https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyuu/	QRコード	QRコード
			事例等	https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jirei/		
事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和6年度当 初予算	問合せ先
市町村	ソフト	下記の事業うち、 ・①⑦ 38.5/100 ・②⑧50/100以内 ・③2/3 ・④⑤3/4 ・⑥25/100 ・⑨1/3 ・⑩⑪⑫⑬ 1/2	/	/	54,281	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289

趣旨・目的 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、属性別の支援体制では困難な複合課題や狭間のニーズに対応するとともに、地域づくりに向けた支援を行い、地域において誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げることで重層的なセーフティネットを築き、地域福祉の増進に努める。

事業内容 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性（高齢、障害、子ども、生活困窮）を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。

- ①地域包括支援センターの運営
- ②基幹相談支援センター等機能強化事業等
- ③利用者支援事業
- ④自立相談支援事業
- ⑤福祉事務所未設置町村による相談事業
- ⑥地域介護予防活動支援事業
- ⑦生活支援体制整備事業
- ⑧地域活動支援センター機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩生活困窮者支援等のための地域づくり事業
- ⑪多機関協働事業
- ⑫アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ⑬参加支援事業

